

還付の申請手続き

○ **旅行後に割引分の還付を申請する場合の流れ** ※ 詳細は調整中であり、事務局の立上げ後に改めてお知らせする予定。

(1) 旅行者から事務局への申請

※ 割引分の還付は旅行代金を受け取った者（宿泊施設を除く）を経由して行う。予約サイトで予約した場合、決済も予約サイトで行っている場合は予約サイトから、現地払いの場合は旅行者が事務局に申請する。

→以下の書類を事務局に郵送又はオンラインで提出。

(例：宿泊の場合)

- ・ 申請書（様式は事務局ホームページ・宿泊施設等で入手）
- ・ 支払内訳がわかる書類（支払内訳書、支払内訳が記載された領収書等）
- ・ 宿泊証明書（宿泊時に宿泊施設から入手）
- ・ 個人情報同意書（様式は事務局ホームページ・宿泊施設等で入手）

(2) 事務局で書類を確認後、旅行者に還付

→**口座振込、クレジットカード振込**等。



旅行者 → 事務局
(郵送又はオンラインを予定)